

除雪業務手順書

1 除雪体制

- (1)降雪時期に除雪作業ができる体制を整えること。
- (2)除雪業務を委託して実施する場合には、委託先の確保を前もって行うこと。

2 除雪範囲及び優先順位

- (1)除雪範囲は次ページのとおりとする。
- (2)各エリアの利用状況を勘案し、優先順位を付けて効果的な除雪を実施すること。
- (3)一般駐車場エリアは、夢みなとタワーとの共用であることを考慮し、夢みなとタワーの管理者の意向を反映すること。
- (4)バス・タクシー待機エリアは、クルーズ客船、国際定期フェリーの旅客利用が主たるものであり、利用状況に応じて除雪を行うこと。

3 その他

臨港道路の除雪基準は以下のとおりであり、除雪業務に当たって参考にすること。

- ・積雪量が深さ10cmに達し、さらに雪が降り続くことが予想されるとき。
- ・積雪をそのまま放置しておく、凍結等により交通障害が予想されるとき。

<積算条件>

- ・グレーダ除雪 時間帯:07:00~19:00 1回5時間 年間5回
- ・固定経費 グレーダ(幅3.1m) 50日

※現況を優先し、回数は目安であり、天候や利用者数によって変更する。

： 除雪業務対象範囲

縮尺 1:1500

